

連載！ものづくり補助金 ～お役立ち情報

第1回

ものづくり補助金とは

ものづくり補助金とは、正式名称を『中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業に係る補助金』といい、とてもメジャーな補助金のひとつです。

だれでも簡単に取得できるタイプの補助金ではありませんが、要件をきちんと満たし審査に通った場合には、平均1千万円前後の補助金の受給も可能になるため、会社経営の助けとなるはずですよ。

認定支援機関である横浜中央税理士法人では、これからものづくり補助金の受給を検討しようとしている方を対象とした基本的な情報をわかりやすく提供していきます。

補助金の目的とは

補助金を申請するときにもっと大切なのは、補助金を支給する側の目的を正しく理解することです。ここを軽視しますと、審査で落とされてしまいます。

ものづくり補助金の目的は、「ものづくり・商業・サービスの分野で環境等の成長分野へ参入するなど、革新的な取組みにチャレンジする中小企業・小規模事業者に対し、地方産業競争力協議会とも連携しつつ、試作品・新サービス開発、設備投資等を支援する。」というものです。

簡単に解説しますと、対象業種は『ものづくり・商業・サービスの分野』なので、ほぼすべての業種が当てはまります。『環境等の成長分野』とは、環境・エネルギー、健康・医療、航空・宇宙ですが、『など』と書いてあるので、これらの分野でなくても『革新的』であればOKです。

ですので、単に買いたい設備があるからという理由で補助金を申し込んでもダメで、革新的かどうか？が問われます。

自社では革新的な発明など到底ムリと諦めるのは時期尚早です。この革新的かどうかは、他社がやったことのない研究開発という意味ではなく、自社のこれまでの実績と新しいツールを組み合わせることで新しい事業ができるか？という意味の革新性ですので、自社の事業を拡大しようとお考えのすべての会社に可能性があります。

下記の中小企業庁のサイトに平成26年度補正で採択された会社の案件一覧が載っていますので、自社ができる革新的な事業を考えるヒントにしてください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2015/150619mono.htm>